

平成29・30年度における林野庁の建設工事等に係る一般競争契約の参加資格の審査申請（インターネットによる申請を含む。）についてのお知らせ

林野庁

林野庁において発注する「建設工事契約」及び「測量・建設コンサルタント等契約」の一般競争（指名競争）に参加するために必要な資格について、平成29年4月からの資格付与を希望される方は、下記事項に基づき、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書及びその添付書類を、該当する受付機関に提出してください。

また、インターネットによる申請も受け付けており、その手続等については、下記を御参考にしていただくとともに、国土交通省のホームページ（ホームページアドレスは以下のとおり。）から入手できる「工事（又は測量・建設コンサルタント等業務）競争参加資格審査申請書作成の手引き［インターネット編］（平成29・30年度版）」を御確認ください。

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

記

1 契約の種類及び業種の区分

（1）建設工事契約

土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

（2）測量・建設コンサルタント等契約

測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他

2 申請の時期

（1）インターネットの場合

平成28年12月1日から平成29年1月13日までの間（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成28年12月29日から平成29年1月3日までの間を除きます。受付時間は9時～17時とします。）に、

- ① 建設工事契約の競争参加資格の付与を希望される方は、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信してください。

<https://www.pqr.mlit.go.jp/>

- ② 測量・建設コンサルタント等契約の競争参加資格の付与を希望される方は、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信してください。
<https://www.pqrc.mlit.go.jp>

(2) 郵送の場合

平成29年1月16日から平成29年2月3日（当日消印有効）までの間に郵送（書留郵便に限ります。）してください。

上記期間経過後も申請は随時に受け付けますが、この場合、参加を希望される競争入札までに資格の付与が間に合わないことがあります。

なお、平成29・30年度の申請受付より、持参による申請は廃止します。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

林野庁所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、林野庁及び森林管理局（以下「森林管理局等」という。）のホームページへアクセスして入手することができます。

また、インターネットによる申請をする場合は、2の(1)の①又は②に掲げるホームページアドレスにアクセスし、平成28年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成29年1月13日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして取得するものとします。

ただし、測量・建設コンサルタント等契約のパスワードの請求に当たっては、2の(1)の②に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書（兼代理申請委任状）」を印刷したものに、(3)の②のエからキまでに掲げる書類を添付し、平成28年12月28日（当日消印有効）までの間に下記8の(2)に掲げる送付先に郵送（書留郵便に限ります。）してください。

(2) 申請書の提出先

インターネットにより申請される場合、林野庁（本庁）及び森林技術総合研修所の発注に係る一般競争（指名競争）契約の参加資格の付与を希望される方は、林野庁を主たる申請局として選択し、森林管理局並びに当該森林管理局の管轄区域に所在する森林管理署、森林管理署支署、森林管理事務所、治山センター及び総合治山事業所（以下「森林管理署等」という。）の発注に係る一般競争（指名競争）契約の参加資格の付与を希望される方は、森林管理局を主たる申請局として選択し、送信してください。また、郵送により申請される場合は、希望する森林管理局等に申請書を提出してください。

なお、複数の森林管理局等における参加資格の付与を希望される方は、インターネットにより申請をされる場合には、希望する森林管理局等を選択の上、本社（店）の所在地を管轄する森林管理局等を主たる申請局として選択し、送信してください。また、郵送により申請をされる場合には、申請書にその旨を記載した上で、本社（店）の所在地を管轄する森林管理局等に提出することとし、2以上の申請書を複数の森林管理局等に提出しないでください。

森林管理局等の管轄区域については、7を参照してください。

(3) 申請書の提出方法

郵送により申請をされる場合は、以下に掲げる①又は②の書類等を6に掲げる「申請書の提出場所」のうち、(2)により申請書の提出先となる森林管理局等の提出場所に提出してください（ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがあります。）。

① 建設工事契約

- ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
- イ 営業所一覧表
- ウ 建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
- エ 工事経歴書
- オ 総合評定値通知書の写し

※ 競争参加資格の審査申請をする直前に受審したもの。さらに、平成27・28年度の資格審査に当たっては、経営事項審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているもの（ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは当該事実を証する書類を併せて提出すること。）。

- カ 共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）
- キ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3、その3の2又はその3の3の写し）
- ク 申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で合併後5年未満の場合には、当該事実を証明する書類
- ケ グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書
- コ 行政書士等の代理申請による場合には、代理申請に係る委任状
- サ 専門技術職員を有する場合は、その職員の登録証等の写し
- シ 平成27年度末までの4年間に森林管理局等及び森林管理署等が発注した森林土木工事（請負金額が500万円以上のものに限る。）の実績を有する場合は、当該工事に係る契約書の写し、優良工事表彰状（又は表彰通知書）の写し及び工事成績評定通知書の写し（優良工事表彰状又は表彰通知書の写しについては、表彰を受けている場合）

② 測量・建設コンサルタント等契約

- ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
- イ 技術者経歴書
- ウ 営業所一覧表
- エ 登記事項証明書若しくは登記簿謄本又はいずれかの写し（法人の場合）
- オ 登録証明書等又はその写し（登録を受けている場合）
- カ 財務諸表類
- キ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3、その3の2又はその3の3の写し）
- ク 行政書士等の代理申請による場合には、代理申請に係る委任状

インターネットにより申請をする場合は、2の(3)の①又は②に掲げるホームページアドレスにアクセスし、3の(1)においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、3の(1)において入手したパスワードを入力して送信してください。ただし、以下に従ってそれぞれの書類等を別途提出してください。

- a 建設工事契約にあつては、上記①のキに掲げる納税証明書の写しを平成29年1月13日までの間に下記8の(1)に掲げる送付先にファクシミリにより送信してください（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除きます。）。
- b 建設工事契約にあつて、専門技術職員を有する場合は、上記①のサに掲げる書類を以下の期間内に、以下の提出場所に郵送してください。
- c 建設工事契約にあつて、林野庁（本庁）、森林技術総合研修所又は森林管理署等が発注した森林土木工事（請負金額が500万円以上のものに限る。）の実績を有する場合は、上記①のアに掲げる申請書のうち、様式1－3及び上記①のシに掲げる書類を以下の期間内に、以下の提出場所に郵送してください。
- d 建設工事契約にあつて、「解体工事」の登録を希望する場合は、上記①のアに掲げる申請書のうち、様式1－4を以下の期間内に、以下の提出場所に郵送してください。
- e 建設工事契約にあつて、申請者が合併新設会社等で合併後5年未満の場合は、上記①のクの書類を以下の期間内に、以下の提出場所に郵送してください。

【bからeまでに掲げる書類等の提出期間】

平成28年12月1日から平成29年1月13日（当日消印有効）までの間とします。

【bからeまでに掲げる書類等の提出場所】

下記6に掲げる「申請書の提出場所」のうち、上記(2)により申請書の提出先となる森林管理局等の提出場所

なお、経常建設共同企業体として申請される場合等、インターネットによる申請ができない場合がありますので、このような場合は、2の(2)の郵送により申請してください。インターネットによる申請ができない場合に該当するものについては、「工事（又は測量・建設コンサルタント等業務）競争参加資格審査申請書作成の手引き〔インターネット編〕（平成29・30年度版）」で確認してください。

4 競争参加資格を付与しない者

- (1) 予算決算及び会計令第70条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、競争に参加しようとする者が未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当します。
- (2) 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (3) 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過していない者（これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含みます。）

- ① 契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (4) 建設工事契約にあっては、建設業法第3条第1項の許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていない者
- (5) 経営事項審査日が平成27年6月30日以降のものでない者。さらに、建設工事契約にあっては、経営事項審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていない者（ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった者で、当該事実を証する書類を併せて提出できる者を除く。）。
- (6) 建設工事契約にあっては、数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体であって、上記(1)から(5)までに該当する構成員を含む者
- (7) 測量・建設コンサルタント等契約にあっては、測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者
- (8) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

5 その他

- (1) 建設工事契約の競争参加資格の審査について、土木工事の場合は、客観的事項（経営事項審査における総合評定値）及び主観的事項（専門技術者に関する審査数値及び工事成績の審査数値）に基づき等級の格付けを行い、建築工事の場合は、客観的事項に基づき等級の格付けを行います。
- (2) 経常建設共同企業体については、同一の建設工事の業種において、単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録はできません。また、経常建設共同企業体の資格審査に関し、客観的事項に係る点数及び主観的事項に係る点数の加算調整措置については、合併計画を明らかにした書面を提出した場合に限り、一定期間行います。
- (3) 前回まで必要としていました「資格確認通知用の封筒（82円切手を貼付したもの）」については、今回から不要としましたのでご注意ください。

6 申請書の提出場所

受付機関	住 所	提出場所	電話番号
林野庁（本庁）	〒100-8952 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号	林政部林政課会計 経理第 1 班支出負 担行為第 2 係	(03) 6744-2282 内線6009
北海道森林管理局	〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 7 0 番	経理課 契約適正化専門官	(011) 622-5214
東北森林管理局	〒010-8550 秋田県秋田市中通 5 丁目 9 番 1 6 号	経理課支出係	(018) 836-2186
関東森林管理局	〒371-8508 群馬県前橋市岩神町 4 丁目 1 6 番 2 5 号	経理課課長補佐	(027) 210-1149
中部森林管理局	〒380-8575 長野県長野市大字栗田 7 1 5 番地 5	経理課経理第 1 係	(026) 236-2577
近畿中国森林管理局	〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋 1 丁 目 8 番 7 5 号	経理課 契約適正化専門官	(06) 6881-3534
四国森林管理局	〒780-8528 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 3 番 3 0 号	経理課企画係	(088) 821-2060
九州森林管理局	〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁 2 番 7 号	経理課 契約適正化専門官	(096) 328-3520

7 森林管理局等の管轄区域

森林管理局等	管 轄 区 域
林野庁（本庁）	※（東京都、千葉県）
北海道森林管理局	北海道
東北森林管理局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県
関東森林管理局	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県
中部森林管理局	長野県、富山県、岐阜県、愛知県
近畿中国森林管理局	石川県、福井県、滋賀県、三重県、奈良県、和歌山県、京都府、 大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国森林管理局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州森林管理局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県

※ 本社（店）が東京都又は千葉県内に所在し、林野庁（本庁）及び関東森林管理局の
両方の競争参加資格の付与を希望される場合は、どちらの機関でも申請を受け付けま

す。(この場合、申請書はどちらか一方の機関に提出することとし、両方の機関に提出しないでください。)

8 インターネット申請に係る書類の送付先

- (1) インターネット一元受付ヘルプデスク (建設工事契約)

ファクシミリ番号 (082) 511-1102

- (2) インターネット一元受付ヘルプデスク (測量・建設コンサルタント等契約)

添付書類郵送先 〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町 3-5-22

宮城県管工事会館 7 階

東北地方整備局 一元受付ヘルプデスク宛て